

## 商品概要説明書

### カードローンⅡ型（約定返済型）

商品名	カードローンⅡ型（約定返済型）
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ J A の組合員の方。</li> <li>○ ご契約時の年齢が満 20 歳以上 70 歳未満の方。</li> <li>○ 原則として、前年度税込年収（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）が 150 万円以上ある方。農業者以外の組合員の方は前年度税込年収が 200 万円以上ある方。</li> <li>○ 原則として、勤続（または営業）年数が 1 年以上の方。</li> <li>○ 自己住宅（ご家族名義を含む。）または借家等生活の本拠が定まっており、原則として、現在の住所（県内に限る）に 1 年以上居住している方。現在の住所（県内に限る）に居住 1 年未満であっても、自己住宅（家族名義を含む）または勤続 3 年以上の方。農業者以外の自営業者の方、年金受給者については、ご本人または同居のご家族の持ち家である方。</li> <li>○ J A（他 J A を含む。）との間でカードローン取引を行っていない方。</li> <li>○ J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。</li> <li>○ その他 J A が定める条件を満たしている方。</li> </ul>
資金使途	○ 生活に必要な一切のご資金とします。
契約金額	○ 10 万円以上 50 万円以内とし、10 万円単位とします。
契約期間	○ ご契約日から 2 年後の応答日の属する月の 5 日（休日の場合は翌営業日）までとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当 J A がその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに 2 年間延長するものとし、以後も同様としますが、満 70 歳の誕生日以降は契約の更新は行いません。
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 変動金利とします。</li> <li>○ お借入利率には、年 2.0% の保証料を含みます。</li> <li>○ 利率は店頭に掲示します。詳細については、J A の融資窓口へお問い合わせください。</li> </ul>
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 約定返済                             <ul style="list-style-type: none"> <li>【利息元加型】</li> <li>毎月 5 日（休日の場合は翌営業日）を約定返済日とし、前月約定返済日現在のお借入残高が 1 万円未満の場合は前月約定返済日現在のお借入残高を、前月約定返済日現在のお借入残高が 1 万円以上 50 万円以下の場合は 1 万円を返済用貯金口座からの自動引落しによりご返済いただきます。</li> <li>【利息支払型】</li> <li>毎月 5 日（休日の場合は翌営業日）を約定返済日とし、前月約定返済日現在のお借入残高が 1 万円未満の場合は前月約定返済日現在のお借入残高、前月約定返済日現在のお借入残高が 1 万円以上 50 万円以下の場合は 1 万円に加え、貸越金利息および保証料を返済用貯金口座からの自動引落しによりご返済いただきます。</li> </ul> </li> <li>○ 任意返済                             <ul style="list-style-type: none"> <li>毎月の約定返済のほかに、J A 窓口あるいは A T M から貸越専用口座へ随時ご入金（ご返済）いただくことも可能です。ただし、随時ご入金（ご返済）いただきましても毎月のご返済（約定返済）をされたことにはなりませんの</li> </ul> </li> </ul>

	で、次回の約定返済日に返済用貯金口座から約定返済額の引落しが行われます。
利息の計算方法	○毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算とします。
担保	○不要です。
保証人	○JAが指定する保証機関（福島県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
手数料	○ATM・CDをご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）またはJA担当部署にお申し出ください。JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、福島県農業協同組合中央会が設置・運営する福島県JAバンク相談所（電話：024-553-5559）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記JA担当部署もしくは福島県JAバンク相談所、または当該機関にお申し出ください。 福島県弁護士会（電話：024-534-2334）
その他	○お申込みに際しては、JAおよびJAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。なお、審査結果の内容についてはお答えいたしかねますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○その他ご不明の点がございましたら、JAの融資窓口までお問い合わせください。